

障がい者入所料金表

■サービス利用料金(1日あたり)

下記料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置があります。)

【障がい者支援施設 ウィズ東苗穂:生活介護事業、施設入所支援】

■生活介護事業(1単位=10.18円)※2

生活介護サービス費(Ⅱ)	
障害程度区分 6	1,144単位
障害程度区分 5	854単位
障害程度区分 4	601単位
障害程度区分 3	541単位
初期加算	30単位 (利用開始から30日を限度)
リハビリテーション加算	(Ⅰ)20単位 (Ⅱ)48単位※四肢麻痺の場合
人員配置体制加算(Ⅰ)	212単位 (1.7:1)
人員配置体制加算(Ⅱ)	136単位 (2:1)
人員配置体制加算(Ⅲ)	38単位 (2.5:1)
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6単位
常勤看護職員配置等加算(Ⅰ)	19単位
常勤看護職員配置等加算(Ⅱ)	38単位

■施設入所支援(1単位=10.2)※3

施設入所支援サービス費	
障害程度区分 6	455単位
障害程度区分 5	384単位
障害程度区分 4	309単位
障害程度区分 3	233単位
夜勤職員配置体制加算	60単位 (21名以上、入所時に適用)
入所時特別支援加算	30単位 (30日を限度)
栄養マネジメント加算	12単位
入院外泊時加算(Ⅰ)	320単位 (8日を限度)
入院外泊時加算(Ⅱ)	191単位 (加算Ⅰに引き続き82日を限度)
地域移行加算	500単位 (入所中1回、退所後1回を限度とする)
重度障害者支援加算(Ⅰ)	28単位 (1日につき)+22単位
重度障害者支援加算(Ⅱ)	180単位 (夜間支援の場合)体制整備の場合7単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位 (基本サービス費及び各加算の合計) ×69/1000

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された介護給付金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

(注1)生活介護、施設入所支援等の事業は、利用者の平均障害程度区分や施設規模によって利用料(報酬単価)が変動することがあります。

(注2)施設入所支援を提供する利用者が、別の事業者の日中活動を利用する場合、昼食費は別の事業者へ直接支払っていただくことになります。

■サービス利用の取り消し(キャンセル)について ※契約書第15条

※利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所にお申し出ください。

※なお、サービス利用日の3日前までに申し出の無い場合、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額) 1日あたり	1,380円
------------------------	--------

■利用者負担の減免について

〈利用者負担に関する月額上限〉

○1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割が16万円(注2)未満の場合(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1)3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

(注3)入所施設利用者(20歳以上)は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

■高額障害福祉サービス費について

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

■食費等実費負担の軽減について

施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置。

〈施設入所支援を利用する場合〉

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60~64歳の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。

〈20歳未満で施設入所支援を利用する場合〉

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯(市町村民税所得割160,000円未満世帯)で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割100,000円以上世帯)で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

■介護給付対象外のサービス

下記サービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、申し出によりサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

〈サービスの概要とご利用料金〉

預かり金等管理料 (契約書別紙あり)	当施設では「預かり金等取扱規定」を定めており、利用者のご希望(契約)によりこの規程に基づいた金銭管理サービスをご利用いただけます。 金銭管理サービスの対象となるのは、日常的に購入するものの代金等小口の日常的金銭です。非日常的な高額金銭や証券・土地等は施設では管理できませんので、ご了承下さい。 管理する金銭の形態は、原則として金融機関の通帳とします。入出金については、その都度記録を行い、事前または事後に利用者の承認を得ます。毎月、残高及び使途明細等について書面で利用者に報告します。(一月につき500円)
理美容	施設内において、毎月3回理美容サービスを実施(実費負担)
食費	提供する食事の材料及び人件費等にかかる費用 1日につき 1,380円 ※経管栄養の方で経管栄養等を施設でご用意した場合は、その実費(935円/日)をご負担いただきます。
光熱水費	居住部分にかかる費用 一月につき10,720円
個別に係る電気代	・テレビ 10円/日 ・冷蔵庫 35円/日 ・パソコン 15円/日
記録等複写サービス	複写1枚につき10円
クラブ活動・行事費	参加時に材料費等の実費をいただきます。
その他	利用者とその費用を負担していただく事が適当と認められるもの(実費)

■利用料金・費用のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いは、原則として自動口座引き落としとさせていただきます。ただし、これによりがたい場合は、現金支払いまたは指定口座振り込みでお願いいたします。

①金融機関口座からの自動引き落とし：ご利用できる金融機関～銀行、信用金庫、郵便局
②下記指定口座への振り込み
銀行名 北洋銀行 本店営業店
口座番号 普通預金028-5290224
口座名 社会福祉法人)シルバニア 障がい者支援施設 ウィズ東苗穂 理事長 田中 誠美